

午前9時58分開会

○民谷会長 それじゃ、おはようございます。いよいよ私どもの審査会も大分煮詰まってまいりまして、きょうはその議題のところにありますように、答申に向けての論点整理ということで、非公開でさせていただくということでございますので、よろしく願いをいたします。

最初に報告をされますか。

○依田次長 あ、はい。それでは、ちょっとお時間いただきまして、4月27日にこの政務活動費に関する第二次訴訟がございました。その判決について事務局よりご報告申し上げたいと思います。

お手元資料ですが、クリップどめを外していただいて、答申（案）の次に事案の概要及び判決主文写しと、これに関する新聞記事等の書面が1枚ございます。こちらに基づきまして簡単にご説明いたします。

こちら、平成23年分の当時は政務調査研究費という名称の、現在の政務活動費に近い研究費についての、4会派に対する訴訟でございました。

真ん中の米印を見ていただくと、新しい千代田、ちよだの声、ちよだの声民主、行革クラブにそれぞれ返還請求があったという訴訟でございます。

判決内容については、新しい千代田に対して82万1,400円、これに年5%の割合による金員の支払いを請求せよといった判決でございます。あと、行革クラブに対して1万1,465円、これに年5%の割合による金員の支払いを請求せよといった判決でございました。

1枚おめくりいただいて、その請求の関係の内容でございますけれども、被告千代田区長に対しての命令でございます。4会派のうち新しい千代田に関しましては、切手代と地下鉄回数券、切手代については約80万円、地下鉄回数券代については約2万円ということでございます。

判決の要旨でございますが、切手については、議会報告発行の時期から離れた時期、2週間後の購入、これは使途基準に適合しないという判示でございました。あと、交通費での回数券。これは情報収集といった記載のみで、乗降地の具体的な目的が、記載がなかったということで、使途基準に合致しないという判決でございました。

行革クラブについては、年賀はがき代などは、もう使途基準に適合しないといった判断が下されたものでございます。その他、行革クラブについては、認め印とかスケジュール帳、現金封筒、これは本来の使途基準に適合しないといった判決が下されたといったところで、一部敗訴といったところでございます。

その他、この判決の要旨の中で、ちょっと特徴的なものをちょっとご紹介申し上げますと、口頭で申しわけございませんが、ホテルでの会食を伴う会議は、一概に飲食を主目的にした会議や、会議に不向きな場所であるということではできないといった判断が下されました。また、千代田区の関係者が会議の外部講師として招かれたこと、また、その内容が勉強会であったことをもって会議費の使途基準に適合しないものと認めることはできないといった判断が下されました。また、日常的な交通機関の利用については、直ちに交通費の使途基準に適合しないものになるとは解されないといった判断が下されました。また、パソコン、シュレッダー、プリンター、仮に一部調査研究活動以外に使用されたとしても、

その使用割合に応じて按分する必要はないものと認められるといった判断が下されました。また、同様の判断ですが、議会報告等も同趣旨の記述がございました。また、議会報告発行に要する消耗品等購入経費は、調査研究活動に該当するといった判断が下されました。また、消耗品費で購入した携帯電話端末、電話のカバー、スキャナー、OAバッグ及びカバーは使途基準内であるといった判断が下されました。

ちょっと細かい判断でございますが、以上のような判断が特徴的でございます。この4月27日の第二次訴訟の判決についての概要は以上でございます。

なお、参考に一番最後に判決文をつけさせていただきました。この一番後ろの部分なんですけど、こちらに第一次訴訟と同じような、違法な支出がある場合は、一番右側に金額が入ってくるといったところでございます。これらを足し上げると全体で83万円という形になります。

訴訟に関するご報告は以上でございます。

○民谷会長 まあ、おおむね従来の線にのっとったということですかね。

○依田次長 はい。そういうことになります。

○民谷会長 ありがとうございます。

その関係では何かございますか、ご質問とか確認とか。よろしいですか。

一番大きなものは郵券ということですよ。

○依田次長 はい。そうですね。

○民谷会長 それでは、先ほど申し上げましたように、答申に向けての論点整理ということできょうはさせていただきたいというふうに思っております。お手元に答申（案）ということで案文をご用意いただいておりますけども、どうしますか、これは読み上げをしますか、それともお目通し。

○依田次長 あるいは、そうですね、お目通しいただきながら、前回いろいろとご指摘いただいたところを事務局のほうから簡単に……

○民谷会長 じゃあ、そうしますか。

○依田次長 ご説明させていただきたいというふうに考えてございます。

○民谷会長 はい。

○依田次長 それでは、まず1ページ目になります。この主に網かけの部分について、ちょっと変更させていただいてございます。

まず、一番上の部分ですが、なお書きの部分でございます。こちらの文を入れさせていただいたのは、前回の各会派の全体ヒアリングの中で、いろいろ細かい点についても意見書を作成してくださいというようなご意見がございました。その点に関しましては、そもそも諮問が交付額についてということと、あと交付額に大きな影響がある費目についての使途基準を主に議論、審査していくというようなところを、ちょっとなお書きで入れさせていただいたというところでございます。

○民谷会長 はい。

○依田次長 続きまして、答申の（2）の①でございますが、網かけの、「また、」からちょっと変更させていただきました。これもいろいろなご意見を参照しながら作成させていただきました。「日常的な事務員の雇用」の「事務員」ですね、通常的一般事務員というような捉え方がされてしまうような点もありますので、この「事務員」を「調査研究等

政務活動を補助する職員」というような具体的な用途をつけたものに変えるといったところでございます。なお、このなお書きの部分についても若干ご意見いただいたものを反映して、一定期間継続する雇用の場合については、按分比を、上限2分の1を入れてというようなところを、ちょっと、こう、文言修正をさせていただいたといったところでございます。

1ページ目は、あと、この②の、すみません、網かけがないんですが、「会議費」については、「一部を除き」というふうに入れさせていただきました。この「一部を除き」というのは、次、ちょっと理由の中で出てくるんですが、500円以下の茶菓代についてはもう認めてもいいんじゃないかというようなご意見がありましたので、「一部を除き」というふうに入れさせていただいてございます。

一旦、1ページ目は以上でございます。

○民谷会長 そうですね。

まず、答申の一番上の部分は、このなお書き、先ほどご説明がありました網かけの部分ですね。要するに今回答申をする内容については、各会派の支出額から割合の高いものを中心に審査しましたということ。今もご説明がありましたけども、必ずしも全部網羅的にやったわけではありませんという、いわば断りでございます。

答申の、まず今回私どもに聞かれている内容が政務活動費の交付額ということでございますので、交付額については月額一議員15万円を据え置くべきであるという、これが恐らく新聞なんかでもそういう取り上げ方をされるところがあるかと思うんですけども、15万円を据え置くべきであると、こういうことでございます。

それで、それに対応する理由のところ、これは2ページ目になりますけども、これをちょっと読みますと、「政務活動費の交付額について」。理由の(1)でございます。

「交付額決定にあたっては、政務活動費制度導入時からの支出実績や他の自治体の状況を基本に総合的に判断することが適切である」と。過去の3年間の実績がこうでありますということを書いて、それで、「決算ベースの支出額が減額したことを捉え、直ちに政務活動費を一律減額すべきとは必ずしも言えない」と。これは、ご意見として、当然、政務活動費の決算ベースでの数字がご承知のように下がってきているわけですので、普通、一つの判断としては、当然、現実的な数字が下がってきているのだから政務活動費を減額すべきではないかと、こういうご意見もあるだろうと。で、私どもとしては、直ちに政務活動費を一律減額すべきとは言えないということをまず申し上げて、その理由として、最初の理由はちょっと弱いんですけども、要するに23区の交付状況はこうだということは、まあ、これは申しわけみたいな話なんですけれども。それで、実質的には、「更に、」という、一番下のところですね。「更に、仮に交付額を減額する一方で、人件費の用途範囲の変更を行うとなると、少なくとも当面現行の交付額水準を維持し一定額を担保することが妥当であり、用途範囲変更後の検証が必要なことから据え置くこととする」。これが実質的な15万据え置き理由ということで、今回、15万据え置くという言い方にしているわけなんですけども、この部分は、各委員の方も、今回初めてこの交付額審査会が額を問われて、これまでの審査会の中では用途基準の話はしてきましたけど、額のことは実は申し上げたことがないんですね。そういう意味で、千代田区が、今回、審査会の中で15万円ということ、まあ一応当面それでいいという判断をしたよということが注目される

といえば注目されることでもあるので、ここは非常に慎重に、ちょっとご吟味いただきたいと思うんですけども。何か具体的に、もう少しここはこういう点はどうかというのがございましょうか。

○廣瀬副会長 じゃあ。一つは実質的なもので一つは文章表現なんですけど、よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。どうぞ。

○廣瀬副会長 実質的な論点のところは、前段のほうで逡減傾向ということはあるんですけど、社会的にどうしても政務活動費の金額というのは、その金額を渡し切るものという認識が多いんですが、政務活動費のこの枠というのは上限額であるのだと。だから、その上限に達しない会派があることをもって上限を引き下げるという話ではないでしょうと。そういうことも明確に出したほうがいいんじゃないかなと。

○民谷会長 なるほどね。

○廣瀬副会長 先に一旦交付をされて、で、それで支出を検証して行って、最終的に残額があれば返還するという手続はとりますけれども、これはあくまで必要な経費の分を支弁するということであって、この金額はあくまで上限という趣旨の金額なんだということを明確に打ち出すことに一定の意義があるんじゃないかと思います。

○民谷会長 ああ、なるほど。そうですね。それを入れましょう。

○廣瀬副会長 はい。

で、もう一つは最後のパラグラフなんですけど、「更に、」の次の、仮にこれこれになるとという一文と、少なくともこれこれを維持し、これこれが妥当でありというところが、一文にしてしまうと、ちょっとうまくつながってないのかなと。つまり……

○民谷会長 ああ、一遍切りましょうかね。

○廣瀬副会長 ええ。交付額の削減をする一方で、使途範囲をこれは拡大する方向の変更も行うということで、そこでぶつかり合うわけですね。

○民谷会長 そうなんですね。

○廣瀬副会長 だから、一旦、今の金額水準で、これまでよりも使途範囲を広げる継続的な、まあ、按分はすることになるけれども継続的な職員の雇用を認めるということとの間の調整として、当面は交付水準を維持して様子を見るのが妥当であるということかと思えますので。

○民谷会長 これは、趣旨は、今、廣瀬先生もおっしゃったように、当面というところに結構意識があるんですね。ですから、長い制度としてどうなるかというのはいろいろ議論があるんでしょうけども、一方で人件費の使途範囲の変更を行ったので、やっぱりある程度の期間はそれを検証しないと、直ちに15万円を変えるということにはならないでしょうと。だから、これは当面なんですよということは結構意識した文章なんですよ。先ほどご提言のあった点はぜひ入れさせていただきたいと思いますので、また、その案文については、ちょっとご相談を。

○廣瀬副会長 はい。

○民谷会長 ええ。よろしいでしょうか。適切なお意見をいただいて、ありがとうございます。

この結論と理由づけとしては、おおむねよろしいでしょうかね。要するに結論としては

交付額を据え置くという結論で、理由としてはいろいろあるんですけども、この額が枠だという、今、廣瀬先生のほうからお話があった枠だという趣旨を明確に書いて、それから、実質的には人件費の用途基準の変更を行ったので、これが一般的には拡大の方向に働くものだとすることで、当面現行の交付額水準を維持すると。こういうことが実質的な理由になるかと思うんですけども、この点についてはよろしいですか。

○本多委員 ちょっと最後の検証の部分ですけれども、ちょっと表現が、「変更後の検証が必要なことから据え置く」という、こういうふうになっているんですけど、一応据え置くというふうに置いておいて、今後引き続き検証していく必要があるというほうが何か積極的かなという感じもするんですけども。

○民谷会長 ああ、なるほどね。はい。

○本多委員 今の段階では検証が必要なので据え置くけれども、今後とも引き続き検証が必要であると考えるというようなのをちょっと据えるといいかなというふうに思いました。

○民谷会長 わかりました。じゃあ、その趣旨を反映して、案文をちょっとまた手直しをさせていただくということではよろしいでしょうかね。

じゃあ、答申の少なくとも結論部分については今のようなかことでよろしいでしょうか。本審査会としては、今回15万円を据え置くという。これは結構判断の分かれるところではあると思うんですけどね。私どもとしてはそういう選択をしたということでございます。

じゃあ、2番目、用途基準の見直しのところでございます。

○依田次長 はい。こちら変更部分をご説明いたします。

○民谷会長 はい。

○依田次長 (2)、①の一番下、「更に、」の部分でございますが、ここの「一定期間継続して雇用する「調査研究等政務活動を補助する職員」というふうに、「事務員」をこういう名称に改めさせていただきました。

②の一番下でございますが、「また、」からの網かけの部分です。「首長や議長に認められる「交際費」とは「政務活動費」は同一のものではない」というところを入れさせていただいております。

次、3ページになります。一番上の「更に、」でございますが、ここも、ちょっと文言整理をさせていただいております。前回ちょっと読みづらい部分もございましたので、ちょっと手直しをさせていただいたところでございます。なお書き以下、「茶菓程度の経費まで禁止するものではない」というような、申し添えるという一文をつけさせていただいております。

③④でございますが、これについては、何をというようところがございませんでしたので、冒頭、③については、「「通信費」の郵券の多額の購入については、」というものを入れさせていただいております。④については、「「交通費」の鉄道の回数券やタクシー利用にあたっては、」といった文言を入れさせていただいております。

3ページの途中までは、以上のように変更させていただいております。

○民谷会長 うん。

まず「人件費」については、一定期間継続して雇用することを認めるということが非常に大きな変更で、その場合は、按分比として2分の1を上限として設定すべきであるということですよ。そして、この「事務員」という言葉がどうも趣旨を違って受け取られる

可能性があるということで、前回、会派のほうといろいろ協議をさせていただいたときにそういう話も出てきましたので、「調査研究等政務活動を補助する職員」というふうに改めると。ですから、一般的な「事務員」ということではないんですよということですよ。その点はよろしゅうございましょうか。

○廣瀬副会長 内容の趣旨について賛成いたしますが、名称の変更の理由について、理由のほうで、もう、前半のところ、明確にまずは一言言ったほうがよいのではないのでしょうか。

○民谷会長 うん。

○廣瀬副会長 理由のほうは、これまではこうなっているけれども、こういう困難があるという理由から始まっているんですけども、まずは単なる、何というのかな、事務をする人という趣旨ではなくて、政務活動を補助するという活動を議員本人以外のスタッフを使ってやるということには合理性があるんだと認めるということがあって、で、その必要な人材を確保するために都度雇用だけでは無理があるということと、とはいえ継続雇用になってくると、いろいろと、こう、会派のまさに政党活動であるとか、そういう部分も入ってくるので按分比が必要になると。何かそういうロジックの展開順に書いていったほうがよいような気がいたします。

○民谷会長 なるほど。はい。そうですね。それはその趣旨を入れさせていただくという。これで非常に明快になったと思うんですよ。「調査研究等政務活動を補助する職員」というふうになったので、私どもが意図的に人件費を、何というんですか、ただ拡大するという趣旨でこれをやるということではなくて、実質的に政務活動を補助する職員を雇用しやすい、そういうことに変えるだけだということが、ここですごくよくわかると思うんですよ。よろしいですかね、この点は。じゃあ、その理由のところも、ちょっと言葉を入れていただくということをお願いをしたいというふうに思います。

それから、「会議費」については、今回の使途基準の見直しの中での、まあ目玉というに変な言い方ですけども、とうとう千代田区も会議費をやめることになったかという意味では、ここは少し会派の一部の会派、特に一部の会派はちょっときついというお話になるかもしれませんが、これはぜひそういうことで入れさせていただきたいというふうに思うんですよ。

ただし、理由のところでは、一番最後にちょっと書いてありますけども、要するに場所を借りるという意味で会議費を使って茶菓程度を提供するということまでだめだということではないんだよということですよ。そこを入れたというのが「一部を除き」ということの意味だということです。よろしいですかね。

○本多委員 ちょっと、その、答申の、「「会議費」については、一部を除き廃止すべきである」というところまで読むと、ちょっとこの、「一部」というのが何かなというのが気にならないかなというのがちょっと感想なんですけれど。

理由をこう読んでいくと、この最後のなお書きのところが「一部」に当たるんだろうなとは思いますが、ちょっと表現の仕方なんですけど、どうですかね。ちょっと思いついたのは、「原則として」とか思いついたんですが、そうすると、じゃあ例外は何なのかと。それもあんなんですけど。

○民谷会長 ああ、そのほうが、廃止するということが明確に出ますよね。

○本多委員 原則廃止だと。じゃあ例外は何なのかというのがあって、こういう場合はいいのじゃないかと思ひ浮かぶところもあるかもしれませんが、理由で茶菓程度までとっておけば、それが例外事由だろうというふうにはなるかなと。

○民谷会長 じゃあ、そうしましょうか。「原則として」ということで。

○廣瀬副会長 これは、これまでの使途基準でいうと、政務活動のために必要な外部折衝に係る経費または会費。で、括弧して、このうち飲食費はこれこれと書いてあって、会議費のうち飲食費5,000円以内の部分を廃止しようということですよ。なので、会議費の原則は廃止にしちゃうと、それはそれで何か矛盾というか、飲食費ではないタイプの会議費という部分がうまく表現できないおそれがありますか。

○民谷会長 これはどうなんですか。つまり、会議費を廃止するということで、何というんですかね、今、先生がおっしゃったような趣旨、つまり残るべきものというんですか、それがさっきの茶菓の話以外に何か会議費であるのかどうかですよ。

○依田次長 そうですね。一般的には参加費と言われるものと、先生がご指摘されたような……

○民谷会長 ええ。じゃあ、参加費はやっぱり残らなきゃいけないわけですよ。

○依田次長 まあ、飲食を伴わない……

○民谷会長 伴わない。

○依田次長 まあ、少ないとは思われるんですが。ええ。ですから、その辺の書きぶりも必要かなというところがあるかと思っております。

○民谷会長 確かに、「原則として会議費は廃止する」というと、今の部分まで廃止という意味にはなるんですね。飲食を伴わない、まあ、そんなにケースはないかもしれないけれども会議で、実際に議員さんが出られるようなことがあって、それについての費用というのを出せるのか出せないのかですよ。だから、私どもとしては、飲食を伴うものについてはだめよというふうに言いたいわけなんですよ。

○廣瀬副会長 はい。

○本多委員 そうすると、この頭に、「飲食を伴う」……

○民谷会長 というふうに言わないといけないと思うんですよ。

○廣瀬副会長 「飲食を伴う会議費については、原則として廃止すべきである」と。

○民谷会長 廃止すべきであると。で、飲食を伴うもので、じゃあいい場合があるのというのは、それはさっき言ったなお書きの茶菓の、まあ、これも厳密に言うと飲食ですから、それは許容すると。それだと紛れがないですね。

○廣瀬副会長 はい。

○本多委員 それだと、飲食がなければオーケーだということですよ。

○民谷会長 オーケーだということですよ。

○本多委員 というか、ここの対象には入ってこないですよ。

○民谷会長 はい。だから、次長がおっしゃったように、そういうものもケースとしてはあるというお話でしたら、やっぱりそれは認めるということですよ。ですから、「飲食を伴う会議費については、原則として廃止すべきである」と。

で、「通信費」は、換金可能な郵券の多額の購入は、だからこの間も会派のやりとりでも出ましたけど、日常使用のものについては禁止するとかだめだというつもりではないよ

ということですよ。これは、理由の欄も、ちゃんとそのことを書いていただいていますから。

それから、「交通費」は、「鉄道の回数券やタクシー利用にあたっては、乗降地等の記録の管理を厳格化すべき」だと。「タクシー利用の場合は、公共交通機関を利用しなかった理由を明確にすべきである」と。よろしいでしょうか。

○廣瀬副会長 ちょっと、これも表現上の問題なんですけど、いろんな定義の中ではタクシーは公共交通機関に位置づくと思うのですが。

○民谷会長 なるほど。難しいですね。

○廣瀬副会長 そうですね。

○民谷会長 「他の」でということですかね。

○廣瀬副会長 そうですね。

○民谷会長 ねえ。「他の」と入れれば、大丈夫ですかね。今のところまでが要するに今回の意見書の額の問題と、それから使途基準の見直しについてという実際に反映するような事項ということですよ。あとは、今後検討課題とすべき事項で、これは実は結構大事だと思うんですけども、この、特に3番の(3)ですよ。これは、ぜひ書いておかないと……

○依田次長 そうですね。はい。

○民谷会長 これ、いつでしたかね。ちょっとしばらく前の新聞か何かのニュースだったと思うんですけど、要するに清算払い方式が出てきているよというニュースがありましたので、ここはちょっと言っておかないと随分緩い話になっちゃうということなので、これはすごく大事なところだと思うんですよ。で、すごくうまく言っていると思うんですけども、要するにそれをやるとなると、チェック体制等の充実、まあ、事務局のね、そういうことも当然出てくると思いますので、ここを書いていただいているのはすごくいいと思うんですよ。

じゃあ、3番の(1)からちょっと行きますか。ご説明をお願いしていいですか。

○依田次長 はい。前回と変更した部分でございます。

(1)のこの「合理的である」の以下、「按分できないものは原則自己負担とすべきである」という一文が入ってございましたが、ここまでちょっと踏み込んだご意見というのがちょっと見当たらなかったということで、それを、ちょっとここを取らさせていただいてございます。あとは、前回ご提示した内容と全く同じでございます。

○民谷会長 23区の中で清算払いにしたところはあるんですけど。

○依田次長 まだ、数少ないですね。

○民谷会長 数少ないけど、あることはあるんですか。

○依田次長 あ、23区では、ないですね。

○民谷会長 ないですよ。そこがちょっと大事なところだと思うんで。23区の中で後塵を拝するようになる、ならない話をしないといけません。せっかく審査会をやって、ねえ、ここがおくれをとるようなことにはならないようにしたいと思うんですよ。

○依田次長 直近では、例の富山市ですかね、そちらが検討なさっているという。

○民谷会長 はい。

○廣瀬副会長 たしか、兵庫県議会が、例の件があって移行されましたよね。



○民谷会長 ああ、兵庫はそういうふうになったんですか。あれはちょっと痛い、なかなか厳しい話で。わかりました。

これは、すごく——だから、これ、(3)の話は、何というか、ゆるゆるとということではないということをちょっと、議員の各会派にはちょっと受けとめていただかなきゃいけないかなというふうに思うんですけどもね。私どももゆっくりこれをやりますよという趣旨ではないので、やっぱりここはぜひ、そういう体制に会派のほうが進んでいかないと、なかなか難しいと思うんですよ。

○依田次長 そうですね。事務局よりも会派のほうのチェックですね。

○民谷会長 ねえ。体制というか。

○依田次長 そちらのかなりの書類提出の時短がかなり必要なところがありますので、その辺のご理解と……

○民谷会長 そうですね。

○竹内委員 すみません。

○民谷会長 はい。

○竹内委員 今の先払いとか後払いの件なんですけども、これは行政的に言って、後払いにするということは、決定的にはどこの市町村でもできないということになっているんですよ。

○依田次長 いや、取り入れているところもございますので、制度としては、変更は可能です。

○竹内委員 それはやはり議会の承認を得なきゃならないと。

○依田次長 そうですね。ある程度というか、これは条例事項なのかどうかというところは、ちょっとすぐ即答できないんですが、規則なりにそういうふうに入ればできるかなと。

○竹内委員 確かに、後払いになると、事務的な問題がたくさん出てくるんで、大変かなとは思いますが、民間企業ではほとんどがもう後払いということになっていると思うんですよ。

○民谷会長 うん。そうですね。

○竹内委員 ですから、本来なら、後払いが一番妥当では、なかろうかなと。

○民谷会長 そうですね。

○竹内委員 そんな気がするんですけどね。

○民谷会長 はい。

○阿部局長 条例のその下の次の規則と、交付の規則というところで、どういう交付の仕方をしますよという規定を定めていますので、その部分を後払い方式にあわせて変えていくという手続は必要になります、変えるとすると。今は前払いでこういういつどういう払い方しますよという規定をしていますので、それを今後は後払いのときにこういう形で出しますという、そういうふうに改正していくと。

○民谷会長 だから、もちろんできないことではないんですけども、私ども、これ、今回大分議論が出ましたよね。ただ、ややちょっと、今直ちにそれを取り入れるというのは、ちょっときついなということなので。まあ、そういう感じなんです、ここの部分は。ですから、やがてはこの交付額審査会でもこのことをやっぱり、もうやりなさいというふう

言わなきゃいけないと思うんですね。だからこれはいわば予告みたいな話なんですね。やがてそういうことを言わせていただきますよと。だから、そのためのご準備をお願いしますよという話なんですね。

○竹内委員 後払い方式ですと、1年間を過ぎて清算するという形になるんですか。

○依田次長 今のつくりは四半期ごとになんですね。で、かなり大量の領収書がついてきますので……

○竹内委員 ああ、まあ議員のほうでね。

○依田次長 それを1年単位でやるとなると、ちょっと、実際なかなか。はい。かなり会派のほうも事務員を導入してという形と、事務局のほうもある程度人手が必要かなというところでございます。

○民谷会長 だから、それこそ新しいスタッフの方はこのことをかなりなさることになるかもしれませんよね。清算払い方式にすると、それこそ確認しながらやることになるんですね。

○竹内委員 はい。ありがとうございます。

○民谷会長 今後の検討課題とすべき事項のところでは、何かございますでしょうか。

○本多委員 今も手引きはあるんですけど。

○依田次長 今は、手引きはございません。

○本多委員 なるほど。そうすると、この会からそういう手引きをつくる必要性みたいなもの話を入れるのはどうかなという感じがしますが、(5)のところで、「自主的な判断により、より情勢に適応したものとすることを期待する」というくだりがあるんですけど。

○依田次長 ええ。

○廣瀬副会長 あと、(2)のところに「ガイドライン等を作成し、」という形で書かれていて、これもマニュアル的なものを想定しておられるのか。

○依田次長 そうですね。手引きあるいはマニュアルですかね。

○阿部局長 今は、基準ですとか申し合わせ事項という形で、いろいろ整理はされておりますけれども、それをいわゆるマニュアル、手引きという形のものにして、それを皆さん遵守してくださいという流れなのかというふうには感じます。

○民谷会長 これはあれですか、いわば事務局が中心になってやらないと……

○依田次長 まあ、たたき台程度はおつくりしますけれども、これは議会の自主的な、いろいろな内部組織がございますので、そちらのほうでの検討という形になろうかなと。

○民谷会長 ああ、なるほど。

○依田次長 その前段で、今後、審査会のほうでも、いろいろお知恵をいただきたいなという。

○民谷会長 うん、うん。

あれっ、都議会は何かマニュアルみたいのをつくってましたっけ。

○阿部局長 都議会はありますね。

○本多委員 ありますよね、たしか。

○依田次長 あります、あります。

○民谷会長 だから、そういうことも参考にしながら。

○依田次長 はい。

○阿部局長 事務局から申し上げるのはちょっと変な形になるんですけども、今後検討すべき事項ということでの(1)(2)(3)(4)(5)とあるわけですけど、(4)のところで、今回の昨年3月と、それからこの4月の判決内容を最大限見直しに活用してくださいという文言を入れておりますけれども、実際として、今回のこの審査会でまとめていただく内容というのは、結構これよりも厳しめの、いわゆる会議費としては原則とか、結構厳しめの答申をおまとめいただいている内容になっているんですが、ここでこの判決内容を最大限活用してくださいねというと、ちょっと、こう、つじつまが合ってこないのかなという、ちょっと何か気がかりところがあるんですけども。

○民谷会長 なるほどね。うん。こっちのほうが先へ行っているかもしれないですけどもね。どうしましょう、(4)はなくてもいいですよ。

○本多委員 うん、そうですね。

○民谷会長 というのは……

○本多委員 参考にしないと、結局違法で返還しろと言われてしまうわけですからね。

○民谷会長 (4)は、結局使途基準は尊重するというスタンスなんですね、基本的に。

○本多委員 そうですね、裁判所のほうでは。

○民谷会長 ええ。だから、そうであるとすれば、この(4)は、精神としてはあれとしても、内容としては要らないですかね。

○阿部局長 非常に重要なところではあるんですけども、ただ、判決の内容を見ると、例の5,000円という基準のところについては認めますよと。それに従った使用についても認めるですよというようなのが出ていて。ただ、今回は、答申に関しては、そういうのは原則やめましょうというふうに、非常に……

○民谷会長 そういう意味ではね。

○阿部局長 ええ、厳しめのことが出ちゃっているの。

○民谷会長 じゃあ、やめましょう、これ。

○本多委員 ただ、どこかにこの判決を踏まえて我々も検討していると入れたらいいのかもしれないですね。

○阿部局長 そうなんです。大事なところなんですよ。

○民谷会長 流れの中で、どこか、ちょっと入れていただくといいかもしれませんね。そういうことを、あることも踏まえながら、私たちとしては今回のあれに至ったとかね、そういうことでもいい。

○廣瀬副会長 答申案の冒頭のところの第2段落に、経緯とか、それから「社会経済情勢の変化及び他自治体における動向など」とある中に、やはりこの訴訟の判決……

○民谷会長 ね、入れてもらって。

○依田次長 はい。

○廣瀬副会長 というようなことも参考にしながら検討したんだということを書く。

○民谷会長 それだと、まことにそのとおりですから、よろしいんじゃないですかね。

○阿部局長 とってしまおうと、また非常に問題があると思うので、この趣旨は十分踏まえてやったんだというところをどこかに残すと。

○本多委員 できればどこかに。裁判のほうでこういう基準というのが、基準で判断され

ているんだから、この基準が大事なんだよと……

○阿部局長 ということが大事ですね。

○本多委員 入れられるといいでしょうけどね。

○民谷会長 うん、なるほど。

○阿部局長 廣瀬先生がおっしゃったような、冒頭のところにそういう趣旨を持ってきてと。

○廣瀬副会長 うん。

○阿部局長 はい。

○民谷会長 そうしましょうか。それでは、3ページと4ページ目の冒頭のところは削って、それを答申案の一番最初の経緯的な形で少し反映をさせていただくということにしたいと思います。

おおむねこの答申案については、今、多々お話なりご提議があった点を勘案して、案文訂正をさせていただくということで、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それで、最終的には、これからのスケジュールということになると、どういうことになりませうかね。

○依田次長 今後、当区議会のほうのスケジュールとしまして、恐縮なんですけど、第2回定例会が6月の22日ごろまで行われる予定でございます。で、その前段、5月の24日に折り返しの人事という形で、議長以下、委員会の構成が変わりますので、22日以降に1回、最終的なこの答申案文をご確認、決定いただいて、それで答申というような形を考えてございます。

○民谷会長 はい、わかりました。この答申のときは、皆さんまたおいでいただいて。

○依田次長 そうですね。直したものを一旦皆様に事前にお目通しいただくような機会というか、郵送なりメールなり差し上げて、で、一旦お集まりいただいてご確認いただくということで、よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい、わかりました。その後、議長にお手渡しするという、そういう流れですね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 結局、今回が第8回でしたっけ。

○依田次長 今回が第8回になります。

○民谷会長 8回でしたっけ。じゃあ、随分。随分やったんですね。

○依田次長 そうですね。はい。次回9回目という形になります。

○民谷会長 ねえ。本当に、いろいろお知恵をいただきながらやってきました。ありがとうございました。

それじゃ、案文のほうをまた調整させていただくということで。

○依田次長 はい。おつくりして、また会長のほうと副会長のほうに、事前という形で。すみません。お手元、ちょっと資料をもう一枚つけさせていただきました。

前回の全体ヒアリングの中でも、いろいろと、こう、廣瀬教授のほうからのご案内いただいた、この全国の地方議会の政務活動費の交付条例をどのぐらい持っているかというようなもの、新聞記事と、あと全国の市町村議会で、どの程度の地方議会が条例を持ってい

るかといった資料を1枚つけさせていただいています。

あと、一番最後に、今後の日程、先ほど会長のほうからご指摘いただいた件でございますが、恐縮ですが、こちら、都合のいいところをまた、後日で構いませんので、またご連絡いただければと思います。

以上です。

○民谷会長 これはあれですか、鉛筆書きで書いていただいているものは、同じ時点がいいんですか。2016年7月時点ということでもいいんですかね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 市議会でも、98がないと。

○依田次長 そうですね。79——そうですね。市議会は、ごめんなさい、これ、88%は持っているということで……

○民谷会長 そうですよ。

○依田次長 12%が持っていないということです。

○民谷会長 逆に、町村議会になると……

○依田次長 79%は持っていないということです。

○民谷会長 やっぱり、数字は、そんな数字になるんだ。

○依田次長 正確なところかどうか、ちょっと、すみません、いろいろなものから引っ張ってきた数字なんですけども。

○民谷会長 ああ、そうなんですか。

○依田次長 まあ、50%程度が……

○民谷会長 おおむね、おおむねこんなところ。

○依田次長 はい。

○民谷会長 名古屋が書いてあるのは、名古屋が一番多いという意味で書いてあるんですかね。

○依田次長 そのとおりだと思います。

○民谷会長 千葉県が3,000円とか書いてあるから、一番少ない額ということなんですかね。

○依田次長 ええ、そうですね。

○廣瀬副会長 ただ、大半の町村議会がゼロなんですから、それよりも出してはいるんです。たしか、千葉県内で議会基本条例を最初につくった自治体です、長生村は。

○民谷会長 ああ、そうですか。

○廣瀬副会長 財政の制約はあるけれども、一定のそういう政務調査活動は必要だという考え方を、少額ではあるけれども実現したいということだと思いますね。

○民谷会長 まあ、新しい動きですけれども、もう議会をやめようみたいな、あれは高知でしたかね。

○依田次長 ありましたね。四国のほうですね。

○民谷会長 まあ、あの人数だとね。本当にもう、全員でやってもいいのかもしれないですけどね。そういう意味では、東京の島嶼部なんかは、200人なんていうところもありますからね。

ありがとうございます。それじゃあ、今ご意見いただいたことを踏まえまして案文調整

をしていただくということで、よろしくお願ひいたします。

ほかに何かありますか。もう、よろしいですか。

○依田次長 はい。

○民谷会長 ありがとうございます。

午前10時53分閉会